



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

*7 児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則 （子ども未来課）..... 1

*8 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 （建築住宅課）..... 2

○ 告示

254 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 （長寿社会課）..... 4

255 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 （ " ）..... 4

256 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 （ " ）..... 4

257 指定障害児通所支援事業者の指定 （障害福祉課）..... 4

258 指定障害福祉サービス事業者の廃止 （ " ）..... 5

259 指定障害福祉サービス事業者の指定 （ " ）..... 5

260 " （ " ）..... 5

261 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則
第9条の規定に基づき知事が定める数 （国民健康保険課）..... 5

262 大規模小売店舗の変更の届出 （商工振興課）..... 6

263 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 （ " ）..... 7

264 " （ " ）..... 7

265 " （ " ）..... 8

266 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 （ " ）..... 8

267 保安林の指定の解除予定 （森林整備課）..... 9

268 道路の区域変更 （道路保全課）..... 9

269 道路の供用開始 （ " ）..... 10

270 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定
の解除 （港湾空港振興課）..... 10

271 港湾法による放置等禁止区域の指定 （ " ）..... 10

規 則

和歌山県規則第7号

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則
児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則（平成20年和歌山県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式（裏）中「前条第1項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規

定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に、「又はその」を「、又はその」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第8号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、」を削り、「工場・危険物調書（別記第1号様式）」の次に「、農業の利便を増進するために必要な店舗又は飲食店の用途に供する建築物（政令第130条の9の4第1号又は第2号に掲げるものに限る。）にあっては田園住居地域内店舗・飲食店調書（別記第1号様式の2）」を加える。

第14条第4号中「第13項」を「第14項」に改める。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2 (第2条関係)

(A4)

田園住居地域内店舗・飲食店調書

敷地の地名地番		和歌山県			
用途	①	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗			
用途	②	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店			
用途	③				
用途	④				
用途	⑤				
		既 存 の 部 分	申請に係る増加部分	申請に係る減少部分	合 計
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²
建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²
延べ面積	用途①	m ²	m ²	m ²	m ²
	用途②	m ²	m ²	m ²	m ²
	用途③	m ²	m ²	m ²	m ²
	用途④	m ²	m ²	m ²	m ²
	用途⑤	m ²	m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²	m ²
		生産地域 (住所等)	販売予定物品	取扱量 (毎月の入荷量等)	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産される農産物					
上記以外					
参考事項					

(注意)

- 1 「用途①」欄及び「用途②」欄の用途以外の用途に供する部分がある場合は、その部分の用途を必要に応じて、「用途③」欄から「用途⑤」欄までに記入すること。
- 2 「参考事項」には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 季節ごとに取り扱う農産物の変動する場合に限り、その変動の内容
 - (2) 「用途②」欄の用途に供する部分がある場合に限り、提供する料理及び活用する主たる材料

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
3072201670	社会福祉法人田辺市 社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議 会中辺路事業所	和歌山県田辺市中辺路 町栗栖川329-1	通所介護	平成 30.3.1	平成 36.2.29
3072201555	株式会社高垣幸夢店	デイサービスきたえ る一む田辺下屋敷	和歌山県田辺市下屋敷 町11-1	通所介護	平成 30.3.1	平成 36.2.29

和歌山県告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
3072201662	株式会社ひだまり	ケアプランセンター ひだまりの華中辺路 事務所	和歌山県田辺市中辺路 町沢306	居宅介護支援	平成 30.3.1	平成 36.2.29
3072201654	合同会社Seed	ケアセンターめばえ	和歌山県田辺市芳養町 808-35 エクセルピュ ア1F	居宅介護支援	平成 30.3.1	平成 36.2.29

和歌山県告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
3061790089	一般社団法人幹	幹（みき）在宅看護 センター	和歌山県紀の川市貴志 川町長原528-7	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 30.3.1 平成 30.3.1	平成 36.2.29 平成 36.2.29

和歌山県告示第257号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100944	わくわく親子教室	和歌山市新庄99-7	児童発達支援	一般社団法人わくわく	和歌山市新庄99-7	平成30.3.1

和歌山県告示第258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410159	ケアセンターしおん	西牟婁郡白浜町3781-9	同行援護	特定非営利活動法人かぐや姫	西牟婁郡白浜町堅田344-1	平成30.3.31

和歌山県告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250589	ケアセンターめばえ	田辺市芳養町808-35 エクセルピュア1F	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	合同会社SeeD	田辺市中芳養199-83	平成30.3.1

和歌山県告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250597	ホームヘルプ24	田辺市片町116-1	居宅介護	特定なし	有限会社ホームヘルプ24	田辺市目良11-32	平成30.3.1

和歌山県告示第261号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第9条の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改

正する法律の施行に伴う関連政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）第2条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「改正後の算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

改正後の算定政令第9条第3項の知事が定める数	1
改正後の算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.7724010334136
改正後の算定政令第9条第8項の知事が定める数	0.9901857336256
改正後の算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
改正後の算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.7758923274669
改正後の算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.9999999980278
改正後の算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
改正後の算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.7740826919155
改正後の算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.9999999942241
改正後の算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

和歌山県告示第262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド和歌山店
和歌山県和歌山市三葛字北向浜337番地1外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 変更する事項
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）2,615㎡
（変更後）5,225㎡
 - 駐車場の位置及び収容台数
（変更前）185台（建物南側及び西側）

(変更後) 200台(建物南側及び西側)

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 167㎡(建物南西側)

(変更後) 60㎡(建物南側)

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 138㎡(建物南西側)

(変更後) 26.1㎡(建物南西側)

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所(敷地東側1か所及び敷地北側4か所)

(変更後) 4箇所(敷地東側1か所及び敷地北側3か所)

4 変更年月日

平成30年10月29日

5 変更する理由

店舗増築のため

6 届出年月日

平成30年2月28日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年3月9日から同年7月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第263号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー紀三井寺店

和歌山県和歌山市紀三井寺字南前浜622番6外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第1344号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年3月9日から同年4月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第264号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概

要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー紀三井寺店

和歌山県和歌山市紀三井寺字南前浜622番6外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第1345号

3 意見の概要

(1) 市道との出入口部については、車両及び歩行者等の安全対策のため、安全施設の設置等の検討を行ってください。

(2) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

(3) 当該店舗の施設の運営に伴い発生する騒音に関し、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。

(4) 通学路の安全確保に十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成30年3月9日から同年4月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第265号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ紀伊川辺店・ヤマイチプラザ川辺

和歌山県和歌山市川辺234及び同市里6

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第1358号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年3月9日から同年4月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第266号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要

について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）オークワ海南下津店・ココカラファイン海南下津店
和歌山県海南市下津町上150番地2外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成29年和歌山県告示第1357号
- 3 意見の概要
（1）和歌山県公害防止条例に係る特定施設に該当すると思われるため、海南市への協議が必要である。
（2）建設に当たっては、和歌山県公害防止条例を遵守すること。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県海草興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市日方1525番地6）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成30年3月9日から同年4月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第267号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷864の10、865の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

海草郡紀美野町桂瀬字垣内24番1地先から同町松ヶ峯字切口356番1地先まで	旧	6.13 } 24.51	1,941.55	
同上	新	6.13 } 24.51	1,941.55	
同上	新	13.76 } 49.10	756.47	桂瀬松ヶ峯トンネル L=536.00

和歌山県告示第269号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町桂瀬字垣内24番1地先から同町松ヶ峯字切口356番1地先まで

供用開始の期日 平成30年3月11日 正午

和歌山県告示第270号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第4項の規定により、次のとおり重点調整区域の指定を解除し、平成30年4月1日から適用することとしたので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

重点調整区域の指定を解除する区域

平成22年和歌山県告示第75号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）で公示した重点調整区域のうち、次に掲げる港湾区域内及び港湾隣接地域内の重点調整区域（別図に示す区域に限る。）

- (1) 由良港吹井地区、網代地区、阿戸地区、柏地区及び小杭地区の港湾区域及び港湾隣接地域
- (2) 日高港塩屋地区の港湾区域
- (3) 袋港袋地区の港湾区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第271号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域（港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用及び保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。）及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件（みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。）を、次のとおり指定し、平成30年4月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域に指定する区域

次に掲げる港湾区域及び港湾隣接地域のうち、別図に示す区域

- (1) 由良港吹井地区、網代地区、阿戸地区、柏地区及び小杭地区の港湾区域（由良川の河川区域を除く。）及び港湾隣接地域
- (2) 日高港塩屋地区の港湾区域（日高川及び西川の河川区域を除く。）
- (3) 袋港袋地区の港湾区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部及び東牟婁振興局申本建設部に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

- (1) 船舶（アからカまでに掲げるものを除く。）及びその係留の用に供する工作物

ア 国又は地方公共団体の所有する船舶

イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

ウ 専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

エ 専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶

オ 専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶

カ しゅんせつ船その他の作業船

- (2) 自動車等（ア及びイに掲げるものに限る。）及びその部品（いずれも港湾隣接地域内の放置等禁止区域内に存するものに限る。）

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車